

議案第23号

磐田市急患センター条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市急患センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市急患センター条例の一部を改正する条例

磐田市急患センター条例（平成17年磐田市条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

午前9時から正午まで、 午後2時から午後5時まで 及び午後7時30分から 午後10時30分まで	を	午前9時から正午まで及 び午後2時から午後5時 まで	に改める。
--	---	----------------------------------	-------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

磐田市急患センター条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
区分	診療日	診療時間	区分	診療日	診療時間
内科 小児科	月曜日から土曜日までの日	午後7時30分から午後10時30分まで	内科 小児科	月曜日から土曜日までの日	午後7時30分から午後10時30分まで
	日曜日 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日に当たる日） 12月30日から翌年1月3日までの日	<u>午前9時から正午まで、午後2時から午後5時まで及び午後7時30分から午後10時30分まで</u>		日曜日 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日に当たる日） 12月30日から翌年1月3日までの日	<u>午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時まで</u>
略			略		